

1. 府営港湾施設使用料金

(令和元年10月1日現在)

港湾施設	区 分	金 額	
		外航船舶	外航船舶以外の船舶
浮 棧 橋	係留12時間まで	円 銭	円 銭
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに ただし、定期の旅客船及び自動車航送船に限り1係留ごとに	4.20	4.52
	総トン数1トンにつき	2.80	3.01
岸 壁	係留12時間まで		
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに ただし、定期の旅客船及び自動車航送船に限り1係留ごとに	8.93	9.61
	総トン数1トンにつき	5.95	6.40
物 揚 場	1. 一級地		
	係留12時間まで	6.30	6.75
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに	4.20	4.50
	2. 二級地		
	(1) 一般使用		2.82
	(2) 専用使用		84.80
荷 役 機 械	1台1時間につき		80,096
	ただし、1時間を超えるときは、その超過時間30分までごとに1台につき		40,048
荷さばき地	1. 一般使用	1平方メートル1日につき	11.74
		特級地	6.92
		一級地	4.68
		二級地	3.61
		三級地	2.54
		四級地	2.08
2. 専用使用	1平方メートル1月につき	352.40	
		特級地	140.80
		一級地	108.70
		二級地	78.90
		三級地	
		四級地	
3. 港湾管理者の設置する上屋の屋上に工作物を設置する専用使用	1平方メートル1月につき	70.30	
一 体 使 用 荷 さ ば き 地	1. 基本料		
	(1) コンテナ船(セミコンテナ船を含む。以下同じ。) 係留24時間までごとに	総トン数550トン未満の船舶	5,339
		総トン数550トン以上3,000トン未満の船舶	34,174
		総トン数3,000トン以上8,000トン未満の船舶	51,262
		総トン数8,000トン以上の船舶	68,348
(2) コンテナ船以外の船舶(係留日、その前日又は離係日の翌日に使用する場合)	1平方メートル1日につき	11.74	
2. 滞貨料	船舶の係留日の前日又は離係日の翌日を超えて貨物が滞留する場合	15日まで1日につき	16.01
	1平方メートルにつき	16日以後1日につき	24.54
荷さばき地 附 属 事 務 所	1. 一般使用	1平方メートル1日につき	35.40
	2. 専用使用	1平方メートル1月につき	1,067
冷 凍 用 コ ン セ ン ト	1. 20フィートコンテナのため使用するとき	1個1日につき	3,096
	2. 40フィートコンテナのため使用するとき	1個1日につき	5,018
木 材 整 理 場	1. 使用期間が搬入の日から起算して20日以内の場合	1平方メートルにつき	12.70
	2. 使用期間が搬入の日から起算して20日を超え30日以内の場合	1平方メートルにつき	21.10
	3. 使用期間が搬入の日から起算して30日を超え40日以内の場合	1平方メートルにつき	30.80
	4. 使用期間が搬入の日から起算して40日を超え60日以内の場合	1平方メートルにつき	51.10
	5. 使用期間が搬入の日から起算して60日を超える場合	1平方メートルにつき	51.10円に60日を超える日数が 20日までごとに51.10円を加算した額
貯 木 場	1平方メートル1月につき		12.70
野 積 場 及 び 附 属 用 地	1. 一般使用	1平方メートル1日につき	3.72
		特級地	2.54
		一級地	2.01
		二級地	1.80
		三級地	1.80
		四級地	1.80
2. 専用使用	1平方メートル1月につき	113.00	
		特級地	78.90
		一級地	60.80
	二級地	54.20	
	三級地		
緑 地	1. 多目的広場		
	(1) 堺市堺区匠町に存するもの以外のもの	1時間につき	3,200
	(2) 堺市堺区匠町に存するもの	1平方メートル1日につき	4
2. テニスコート	1面1時間につき	1,200	
上 屋	1. 一般使用	1平方メートル1日につき	
	(1) 搬入の日から起算して5日目までの間		
	イ. くんじょう設備付きのもの		11.10
	ロ. その他のもの		6.90
	(2) 搬入の日から起算して6日目以後15日目までの間		
	イ. くんじょう設備付きのもの		22.30
	ロ. その他のもの		14
	(3) 搬入の日から起算して16日目以後30日目までの間		
	イ. くんじょう設備付きのもの		44.70
	ロ. その他のもの		28.40
(4) 搬入の日から起算して31日目以後搬出の日までの間			
イ. くんじょう設備付きのもの		89.50	
ロ. その他のもの		56.90	
2. 専用使用	1平方メートル1月につき		
(1) くんじょう設備付きのもの		952.50	
(2) その他のもの		606.50	
上 屋 附 属 事 務 所	1. 一般使用	1平方メートル1日につき	31
	2. 専用使用	1平方メートル1月につき	935.50
船 舶 給 水 施 設	直接給水	1立方メートルにつき	592
	ただし、自動給水施設を使用する場合 100リットルにつき		55
船 舶 廃 油 処 理 施 設	(1) 水バラスト	1立方メートルにつき	150
	(2) ビルジ	1立方メートルにつき	150
	(3) コレクトオイル	0.2立方メートルにつき	750
			市の区域
			町の区域

臨 港 道 路	第一種電柱	1本1年につき	1,700	1,000
	第二種電柱	1本1年につき	2,700	1,600
	第三種電柱	1本1年につき	3,700	2,200
	第一種電話柱	1本1年につき	1,500	970
	第二種電話柱	1本1年につき	2,500	1,500
	第三種電話柱	1本1年につき	3,500	2,100
	標柱（自動車停留所の標柱等）	1本1年につき	1,900	1,200
	公衆電話所	1個1年につき	2,400	1,500
	地下埋設物（ガス管、上下水道管その他これらに類するもの）			
	（1）外径40センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	320	200
	（2）外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	810	500
	（3）外径1メートル以上のもの	1メートル1年につき	1,600	1,000
	地下構築物（マンホール等）	1平方メートル1年につき	2,400	1,500
	高架構築物（起重機等）	1平方メートル1年につき	1,790	1,120
仮設物（工事用板囲い、足場等）	1平方メートル1月につき	530	280	

備 考

1. 物揚場、荷さばき地、野積場及び附属用地の級地別は、知事が公示して定める。
2. 外航船舶とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。
3. 浮棧橋、岸壁、物揚場、荷さばき地、一体使用荷さばき地、冷凍コンテナ用コンセント、野積場、附属用地又は緑地に電柱、電話柱、標柱、公衆電話所、地下埋設物、地下構築物又は高架構築物を設けるため使用する場合は、臨港道路を使用する場合の使用料と同額とする。
4. 「第一種電柱」とは、電柱（支柱、支線柱及び当該電柱に設備される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考4において同じ。）を支持するものを、「第二種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
5. 「第一種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考5において同じ。）を支持するものを、「第二種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
6. 期間の計算については、係船浮標に係るものにあつては12時間に満たない端数は12時間とし、月を単位とするものにあつては1月に満たない端数は1月とし、年を単位とするものにあつては1年に満たない期間は月割計算（1月に満たない端数は1月とする。）によるものとする。
7. 長さ、面積等の計算については、1メートルに満たない端数は1メートル、1平方メートルに満たない端数は1平方メートル、1立方メートルに満たない端数は1立方メートル、1トンに満たない端数は1トンとする。
8. 使用期間が1月に満たない場合における臨港道路の使用料の額は、金額の欄に定める金額に、当該使用期間に相当する期間を区分の欄又は単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。